

お知らせ

INFORMATION

No.2020-15

2020年6月

病体生理研究所

新規検査項目受託開始及び検査中止のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当研究所をご利用いただきまして誠に有り難うございます。

この度、特定化学物質障害予防規則（特化則）の一部が改正され、令和2年7月1日から施行されることになりました。今般の改正の中で「尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定がスチレンによるばく露状況を評価するための検査であること」が示されました。

これに伴い、尿中のマンデル酸およびフェニルグリオキシル酸の総量をご報告する下記項目の検査受託を開始いたします。併せて、従来のマンデル酸を中止し、新たに使用有機溶剤エチルベンゼン用のマンデル酸[EB]を受託開始いたします。何卒ご利用賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【新規受託項目について】

◆スチレン代謝物〔38207〕 …検査実施施設（M）

※項目情報裏面参照

◆マンデル酸[EB]〔16346〕 …検査実施施設（M）

※使用有機溶剤がエチルベンゼンの場合、上記マンデル酸[EB]

〔16346〕をご使用ください。従来のマンデル酸と検査要綱の変更はありません。

《受託開始日》：2020年7月1日（水）受付分より

【検査中止項目】

◆マンデル酸〔12810〕 …検査案内 P.25 検査実施施設（M）

※上記検査項目受託に伴い、従来のマンデル酸〔12810〕を中止いたします。

《最終受付日》：2020年6月30日（火）受付分まで

一般財団法人東京保健会 病体生理研究所

〒173-0032 東京都板橋区大谷口上町26-2 電話 03-3956-4101（代表）

【新規項目情報】

項目名称	スチレン代謝物
コード	38207
検体量・保存	尿 1mL 冷蔵 ※1
採取容器	No.8
検査方法	LC-MS
指標値・単位	合算値としての指標：生物学的許容値 0.43 g/L 以下 ※2
報告形態	<ul style="list-style-type: none"> ・マンデル酸 (MA) ・フェニルグリオキシル酸 (PGA) ・合算値 (MA+PGA) 上記3つの値をご報告いたします。 (分布区分はご報告いたしません。)
所要日数	5~7日
実施料(区分)	未収載
備考	※1：[検体採取時期] 採取日は連続した作業日の2日目以降。作業終了の2時間前に一度排尿し、その後は排尿せずに、作業終了後に採尿したものをご提出ください。 ※2：生物学的許容値：0.43g/L 以下は、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度です。

参考文献：産業衛生学雑誌 61(5):170-202, 2019.

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の改正について

厚生労働省から以下の通知が出ていますので、ご参照ください。

特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等が制定されてから40年以上が経過し、その間、医学的知見の進歩、化学物質の需給関係の変化、労働災害の発生状況の変化等に伴い、化学物質による健康障害に関する事情が変わってきています。

今般、化学物質による健康障害に係る健康診断項目について、厚生労働省における「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）及び特化則について改正を行うこととしたものです。これらにつきましては、令和2年7月1日から施行することとしております。

（厚生労働省労働基準局長 基発0304第3号より）

[以下、特別有機溶剤（スチレン）における尿中マンデル酸記述箇所より抜粋]

物質			改正後	改正前
スチレン	特化則・特有害	一次健康診断	尿中のマンデル酸及びフェニルグリオキシル酸の総量の測定	尿中の蛋白の有無の検査及びマンデル酸の量の測定

以上